

各計画案に対する

みなさんからのご意見を募集します

【問合わせ】各計画の担当課へ

— 意見の提出方法 —

意見を所定の様式に記入のうえ、提出（閲覧）場所に設置の投函箱へ直接提出するか、郵便、FAX、Eメールで提出してください。

※意見提出様式は、提出場所にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

郵 送 〒475-8666 半田市東洋町2-1
各計画案の担当課
F A X 84-0672
Eメール 各計画案の下段を参照



意見の取り扱いについて

提出された意見を考慮して、計画の最終案を決定します。また、意見の要旨とそれに対する市の考え方は、市ホームページに掲載するなどして公表します。

※個別の回答はしません。

※賛否の結論だけを示したもののや計画と直接関係がないもの、住所・氏名の記入のないものについては受付できません。

意見の提出（資料の閲覧）期間・場所

次の5つの計画の策定にあたり、みなさんからのご意見を計画に反映させるため、計画案に対する意見募集（パブリックコメント手続）を行います。

●提出（閲覧）期間

12月1日（火）～平成28年1月4日（月）

●提出（閲覧）場所

市役所（1階 市政情報コーナー）、雁宿ホール、市民交流センター、図書館（本館・亀崎）、青山記念武道館、空の科学館、各公民館、各計画の担当課、市ホームページ（閲覧のみ）

半田市いじめ防止基本方針（案）

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、公立の小中学校を対象として、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「半田市いじめ防止基本方針」をまとめました。

この基本方針をもとに、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に向けて一層努力してまいります。

■半田市のいじめ防止等に関する主な取り組み

- (1) 学識経験者や医師等を構成員とする「半田市学校支援協議会」を設置し、関係機関と学校の連携を図ります。
- (2) 「児童会生徒会サミット」を開催し、各校の自治活動を支援します。
- (3) 教職員の研修の充実を図ります。
- (4) インターネットを介したいじめ対策を推進します。
- (5) 調査研究を推進し、学校での取組を支援します。
- (6) 広報・啓発活動を行います。
- (7) 重大事態発生の際には、半田市いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）を設置し、調査を行うとともに、学校に指導・助言します。
- (8) 市長が必要と認めた場合、半田市いじめ問題調査委員会を設置し、再調査するとともに、必要な措置を講じます。



【担当・問合わせ】 学校教育課 ☎84-0688 Eメール gkkyoiku@city.handa.lg.jp